

平成31年2月28日

産業厚生委員会

阿久根市議会

1. 日 時 平成31年2月28日(木) 10時00分開会
15時24分散会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 仮屋園一徳委員長、白石純一副委員長、中面幸人委員、
濱崎國治委員、牟田学委員、岩崎健二委員、
山田勝委員、野畑直委員

4. 事務局職員 議事係主査 大漣 昭裕

5. 説明員 税務課
課長 垂 義継 君 課長補佐 新町 博幸 君
商工観光課
課長 堂之下浩子 君 課長補佐 牧尾 浩一 君
係長 東 岳也 君
福祉課
課長 川畑 幸博 君 課長補佐 猿楽 浩士 君
係長 勢屋 伸一 君 係長 宇都 貴子 君
介護長寿課
課長 中野 貴文 君 課長補佐 藺畑 雄二 君
係長 寺園 勝夫 君 係長 角島 智明 君
都市建設課
課長 富吉 良次 君 課長補佐 池田 英人 君
課長補佐 福永 雅彦 君

6. 会議に付した事件

- ・議案第10号 道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について
- ・議案第15号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第17号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第18号 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第19号 阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- ・陳情第3号 県道阿久根東郷線街路灯新設についての陳情

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

仮屋園一徳委員長

ただいまから産業厚生委員会を開会いたします。

平成31年2月26日の本会議で本委員会に付託されました案件は、議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について、議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、陳情第3号、県道阿久根東郷線街路灯新設についての陳情の6件であります。

なお、本日の日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおり進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本定例会で付託された議案に対する現地調査は所管課への質疑の後、お諮りいたします。

それでは、議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定についての審査について、資料確認のため休憩に入ります。

(休憩 10:03～10:19)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

執行部の出席をお願いします。

(税務課入室)

◎議案第15号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂税務課長

議案第15号について、御説明を申し上げます。

議案書は23ページになります。

国民健康保険につきましては、急速な高齢化や医療の高度化等に伴い医療費が増大する中、国の財政支援を拡充するとともに、効率的で安定した制度運営のために、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となりました。このことにより、保険税については、鹿児島県が算定した納付金をもとに税率を決定する仕組みとなったため、税率等を改正するものであります。

第3条、第7条、第11条につきましては、被保険者所得割の税率、第5条、第9条、第13条は、被保険者均等割の税率、第6条、第10条、第14条は世帯別平等割の税率、第26条は低所得者に対する均等割と平等割の軽減額を、鹿児島県が算定した納付金をもとに算定した税率等に改めるものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

濱崎國治委員

この前の本会議でも詳細にわたって説明をいただいたんですが、例えば標準世帯ですね。家族4人の標準世帯の所得が幾らぐらいの人が現行と改正案ではどうなりますかというのがわかりやすいんですけども、その辺の試算はしてないですか。

垂税務課長

今のところは、標準というのをどこに置くかというのを税務課としては、今、申告を受けてますけれども、いろんなパターン、4人で例えば600万の収入だとしても、扶養が変わるとか、世帯の年齢が変わるとかでまた違うというのもあって、なかなか標準を設定して比較というのではなくて、先日の本会議で御説明したように、最低の方がどのくらい変わるのかとか、最高の方がどのくらい変わるのかとか、あと増減幅で何千円範囲ぐらいでずっと計算して行って、例えば影響額としては5,000円まで上がる、年間ですね、方がどれくらいいるのかというデータとしては分析をしてみて、本会議で申し上げたとおり、5,000円まで上がる方が世帯で1,843世帯ということで、ここが54%を占めているということなんです。ほぼほぼ、半分以上の方が5,000円以内の増減に、今回はですね、収まると。それはまだ法定外をゼロにしたわけではないということもあって一気に上がらなかったということ。ただ、大きく上がる方が先ほどの本会議でも申し上げたとおり、いえば8万強上がる方もいらっしゃる。そういうところの方の世帯が5世帯ぐらいあるという、世帯とかの構成では分析をしているところなんです。大きく影響が出てしまうことは我々としても避けたいところなんですけれども、今の今度の31年の改正案ではほぼほぼ54%ぐらいの世帯が5,000円までの増減幅に収まる改正ではあるというふうに分析はしているところです。

濱崎國治委員

例えば、よく政府が所得税が改正によって標準世帯については何%ぐらいの引き上げになりますとか、あるいは市県民税についてもたしかそういうのがあったと思うんですが、現行の平均の保険税はこれだけなんですよと、例えば何万何千円ですよ。でも今度の改正によって試算したら平均的にはこうなりますよと言え、それ以上、上がる人もいらっしゃるし、あるいはそれ以下の方もいらっしゃるし、そうでしたら健康保険税の加入者の平均が実は何%上がるんですよというのであったら理解しやすいのかなという気がするんですけども。その辺はいかがですか。

垂税務課長

平均につきましては求めております。31年度の改正案で平均は73,794円、30年度がですね、まだ見込みですけども現時点で67,143円。金額で6,651円、平均で上がるということですよ。

濱崎國治委員

パーセントでちょっと教えてください。

垂税務課長

5.23%です。年間です。

濱崎國治委員

31年度です、実は平均が年額ですね、7万3,000円になるということなんですが、ちょっと平均がそんなに低いのかと、ちょっと意外だったんですけど。

垂税務課長

先ほどの5,000円まで上がる方が半分を占めるということですから、5,000円よりもちょっと高い方もいらっしゃるんで、平均すると6千幾らということになるというふうに我々としては、試算はしたところなんです。この金額が、いわば31年度が73,794円ですけれども、他市町村と比較したときに、他市町村はまだ議会提案中なものですから、データを持ってはいるんですけども公表できないものですから、30年度決算も出てませんので本会議の中では29年度の決算ベースで出した1人当たりの平均と阿久根市の31年度の改定案で求めた平均を比較しても隣の出水市、長島町よりもまだ低いという御回答をさせていただきました。

濱崎國治委員

この前の論議の中で、最高の限度額が93万円ということでありました。そのときの所得が690万円だったですかね。

垂税務課長

大きい順で申し上げたと思いますけれども、増額の大きい方が8万7,800円。この方は被保険者1人で1人世帯ですけれども、ここの所得割の基礎となる所得が690万1,662円。これは所得ですから。

濱崎國治委員

今の所得を給与収入と見なしたらどのくらいになりますか。

垂税務課長

本会議の中でも申し上げたんですけども、1人で一番上でこの方を推計しようと思えばできるんですけども、扶養がどうだとか経費がどうだとかということで最終的には所得が決まりますので、単純に給与がこれで幾ら割り戻せばいいということは、ちょっと計算では難しいですけども、所得としての所得割のもとになるのは最終的に申告をいただいた収入から経費とか何とか引いて、控除を引いて、給与控除があれば給与控除を引いて、社会保険料控除も引いて、最終的な所得が690万1千何がしということになります。

濱崎國治委員

単純な考えでいいんですけども、例えば690万の所得というのが給与収入に引き直したらという、そういう額でいいんですけども。例えば0.75とか何か。

垂税務課長

これは本当に推計だということで、委員会なので記録は残りますけれども、サラリーマンだと仮定して38万の基礎控除があったりとか、社会保険料控除があったりとかということ逆算して戻していったと仮定すれば、690万の方が仮定ですけども821万程度の給与という収入があったと、最低でもですね。これ以上の方もいらっしゃるかもしれません。これ以下かもしれません。これは仮定ですから、はっきりはしません。

牟田学委員

いろんな人の話を聞いてるんですけども、平均で5,000円は上がるということなんです。この間、本会議でも上がったとしても近隣市町よりは安いと。でもな、農家の方であつてもとにかく苦しい中で、またこうやって上がるということ、僕は説明するわけで

すよ、今度県がやるからこうなると言うてもですね、なかなかみんな厳しい意見を言うわけ。そうした中で、では税務課はそういうことに対して市民の方にどういうふうに説明していくのか。多分いろいろしてるとは思うけど、なかなかみんな厳しい意見なんですよ。そこあたりをやっぱり県が一括してするということだけじゃ納得がいけないと思うんですよ。そこあたりはどう考えてますか。

垂税務課長

これはもう税務課としても上げていくということは、上げなくて済むなら上げないでいきたいところなんですけれども、これは県のほうに責任を転嫁するわけにもいかないものなんです。県が運営主体となったことによって、県がお金を集めて医療費を払っていく。ただ今の制度では各市町村でかかった医療費は各市町村が負担をなささいというやり方なので、本会議の中でも申し上げたんですけれども、今その形ですけれども、将来的にはスケールメリットということで県内全域の医療費を県内全部の国保の被保険者で割って、必要な経費を出して、県内どこに行っても同じ税率ということが将来的に見込まれてるんだろうなという気がしますが、現時点ではそうじゃなくて、阿久根市にかかった医療費はこれだけだから、阿久根市は来年度はこんだけの税額を求めますよという試算が来ているわけですね。それに基づいて阿久根市は今のところ5カ年で法定外の繰り入れをやめようという計画を立ててやっていますので、5カ年以内に赤字をなくしてねというのが県の話でもありますから、そうしたときに、今はまだ9,600万程度の、31年度ですね、法定外を入れた上でここで抑えられてますけれども、5カ年後このままでいくとですね、相当な税額を阿久根市内の国民健康保険の被保険者の方々に求めなければならないと。これをどうやって説明するかとなったときに、かかった医療費がこれだけなので、これを各保険者で割るしかないですということしかまず1発目はないんですね。ただ、懸念するのは上げて本当に納められるかということなんですけれども、実は税を申告されたときに、その所得があったということになってますので、本来は翌年度に税金がこれだけなるんだということを勘案されてお支払いいただくことなんですけれども、どうしても自営業、農業、漁業、そういう自分でやられてる方々、社会保険じゃない方々が国民健康保険ですので、ことしの収入、収益を上げたものは来年のためにいろんなことにもう既に支出されてしまっていて、税務課が課税するころにはまだ収益もない。当年度の収穫もないという頃だということとはよく起きがちなんです。ましてや天候に左右される、景気に左右される。大きな影響を受ける方々が国民健康保険の被保険者に多くいらっしゃいますので、そこを勘案すると求めはする、課税はする、でも前の年の所得だった。ことしとれるかと言ったらとれない可能性があるということは本当に税務課としても解決しがたい問題ではあるんですが、ただ、ルールとして県内でこういうルールで全市町村がまずやりましょうということが決まっていることは何度も周知をしながら被保険者の方々にはお願いをしながら、あわせて健康づくりのために努力をしていただきながら、市側も健康づくりの施策を持ち込みながら、病院の受診の節度ある受診とかですね、そういうものを求めながら、税務課だけではなかなかこれはいかないことですので、健康増進課、国保を所管している健康増進課とタイアップをしながらですね、できるだけ上げる幅を抑えていくような努力は我々もしながら被保険者の方々にも御理解いただいて求めていくということにはなろうかと思っているところです。

牟田学委員

ようわかるわけなんです。例えば農業、漁業、自営業の方がですね、本当に景気は上がった上がったと言うけど、上がってないわけやっでこっちは。だからそれはな、今度は

市役所にぶつけるわけよ。市政が悪かつじゃって。実際そうなんですよね、今聞くのは。だからそこあたりをな、やはり今、課長が言われた5年後はどうだという、上がるかもしれんわけやらいな。だからそこあたりをやっぱり周知徹底してよ、いけんか市民の方にわかってもらえるようなことをしていかと、本当に不満がわざれかあらあわけよ。だからそこあたりをやはり今、課長が言われるように健康増進課ともタイアップしていくということですのな、やはりそこあたりはやっぱり周知徹底してほしいなというふうに思います。

垂税務課長

今、牟田委員が言われたとおり、厳しい言葉は今後もですね、この条例改正をするたびにいただくことになろうかというふうには考えているところです。何を言っても上がることに對しては市民の方々はやっぱり負担が大きいという感じはされると思います。ただ、役所としての考え方を求めるだけでは解決しないだろうなと思うんですけれども、どうしてもやはり周知していかなければならないし、会計自体がほぼ自前でやりなさいという会計制度になってきつつありますので、その中で言えば本当に繰り返しになりますけれども、医療費の使い方、病院の使い方、受診の仕方、あるいは薬剤、なんでもかんでも医者が言うようにもらってくるのではなくて、あるいはジェネリックを使うなりということです。でも治療はしてもらわなきゃいけないし、早いうちに治療をしていただくことによって医療費の削減にもつながるということもありますから、これは健康増進課とタイアップしながらということになります。ただもう一つお願いいただきたいのは、今、確かに今年度これだけの金額になりますけれども、それでも先ほど申し上げたとおり、近隣の市町村と一緒にしろという話をしている中では、阿久根は相当の年数、国民健康保険というものに増額をしたことはないです。今度県がやることになって制度が変わってこうやって増額の手段を選んできて2カ年目なんですけれども、それでもまだ長島町、出水市、医療費は出水市、長島町のほうが多分低いです、阿久根市よりもですね。健康増進課の資料によると、阿久根市の医療費は県下4位、上からですね。税額は出水、長島よりも低いですので、そこはやはり被保険者の方々にも御理解いただく必要があると感じています。高くなるんですけれども、それでも会計としてはやはり厳しいものがあると。ただ、御理解いただいた中でやっているのは今もまだ9,600万の法定外を入れていくということです。これをどこの時点でゼロにするのか、あるいはゼロにしなくても先ほど申し上げたスケールメリットで、ゼロにしたとしてもそんなに上がらなくて済むのかというのはまだ今後の県の動向等を注視しながら、できるだけ負担感の少なく、しかし経営が成り立つというのはどうしても考えていかなければならないことですので、何度も何度も市民の皆様には周知をしていきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

限度額の93万ですかね、これは条例上、それとも法律で限度額というのは。

垂税務課長

これは国民健康保険税条例の中に基礎分が58万、介護分と後期高齢ということで乗せてありますので、それを合計すると93万ということになります。

濱崎國治委員

先ほど課長がいろいろ説明されたですよね、出水とか長島からすれば医療費は阿久根は高いんだけど、保険税としてはこれだけ抑えられて、それはこういうことで一般会計

からのそれもあって実はこういうことで抑えられているというですね、そういうのをですね、可決されるかわかりませんが、きめ細かにですね、私は何回も何回もですね、やっぱり広報していかないかなのじゃないかなという気がします。先ほど牟田委員のほうからもありましたように、市長が変わったばかりでえらい高くなったねとかですね、そういう考えの人も出てくる可能性もありますのでですね、そのところはこれでもかこれでもかというふうにですね、実はこうなんですよ、こうなんですよというのをですね、医療費の関係、あるいは隣接市町村の関係とかですね、そういうのを強くやっぱり訴えていかないかなのじゃないかなという気がします。その辺のほうもですね、よろしくひとつお願いします。

垂税務課長

濱崎委員からありましたとおり、繰り入れのこれまでの経緯とかですね、そういうものもデータ化しながら健康増進課と一緒にですね、市民の方には御理解いただけるような周知の仕方に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

私の認識不足と頭が悪いかもしれませんが、例えば先ほど690万円の所得の人が93万だと言いましたよね。この690万掛ける、0.073を掛けるんですかね。0.7が0.73になるということでしょう。

新町課長補佐

まず690万1,662円からまず基礎控除33万を引いた後に医療分でしたら今回7.3%ですかね、7.3%。

[発言する者あり]

今回、医療分が7.3%、支援分が2.7%、介護分の1.7%ありますので。

山田勝委員

介護保険料は別に、私は国民健康保険税だけのことを思っておったんですけどね、そうですね。よくあんまりわからないけど。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第15号について、審査を一時中止します。

ありがとうございました。

ここで入退室のために休憩に入ります。

(休憩 10:46～10:53)

(税務課退室、商工観光課入室)

◎議案第10号 道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について、審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。今回提案する株式会社阿久根市観光連盟の概要については、議案書5ページを御参照ください。団体の名称は、株式会社阿久根市観光連盟で、代表者は安田暢子氏、所在地は、阿久根市晴海町3番地であります。設立年月日は、平成31年1月23日、資本金は20万円で、役員数は2名となっております。主な事業内容については、議案書記載のとおりであります。株式会社阿久根市観光連盟につきましては、応募段階では、任意団体である阿久根市観光連盟阿久根まちの駅としての応募でありましたが、1月9日に臨時総会を開催して、株式会社に移行すること、それに伴い任意団体としての観光連盟は、3月末をもって解散することを決定しており、そのことを書面で添付して、応募があったものであります。

今回の募集に当たっては、道の駅阿久根は、初めての指定管理者導入であることから、指定の期間については平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間として、指定管理者募集要項及び仕様書を定め、平成30年12月3日から平成31年1月11日までを募集期間として周知したところ、2団体から申請書が提出されました。

1月28日に開催しました指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出された事業計画等を審査するとともに、申請受付順に、プレゼンテーション及び質疑応答を実施、審査を行い、順位を決定し、その結果を市長に報告し選定したものであります。

平成8年の道の駅阿久根がオープンしてからこれまで、公益財団法人阿久根市美しい海のまちづくり公社に、その運営を委託してまいりましたが、議会での議論もありましたとおり、経営のあり方を見直す時期にあるのではないかとということや、公の施設として指定管理者の導入が適当であるとの県からの指導もあり、9月議会に設置管理条例を提案、議決を受けて、今回の募集に至ったところであります。

株式会社阿久根市観光連盟は、より主体的、積極的に観光による地域経済を発展させていくことを目的に株式会社化されたものであり、今後の取り組みに期待し、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者として提案するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎健二委員

経営を健全に経営していくためには、資本金とか財務諸表等は大きな問題になってくると思うんですが、見てみますと2人の出資者で20万円、役員が2名というようなことありますが、それをもって今後の財務状況が大丈夫かというような観点の審査というのはあったんでしょうか。

堂之下商工観光課長

一応この2名で20万円というのは、暫定的に株式会社としての法人を登記したということでありまして、これ以降に出資者を募り、4月1日から正式に発足するというところで話を聞いておりました。市のほうも300万円出資を前の補正予算で決定しておりますので、市のほうが37.5%ということで、全体で800万円ということを用意して今、株主を公募をして新たに3月中には新たな代表者を決めるということで聞いているところでございます。

岩崎健二委員

3月中に出資者を募って資本金800万円として今後運営していくということですかね。

[堂之下商工観光課長「はい」と呼ぶ]

それと、役員数が2名というのも変更の可能性はあるんですか。

堂之下商工観光課長

そのとおりでございます。その中で株主総会を開いて代表取締役を決めていくという形になると思っております。

岩崎健二委員

本来、こういう募集をする時点ですすね、本来はそこまでをやった上でやるのが通常じゃないかと思うんですが、いろんな状況によってそれができなかったのも後日、3月いっぱいまでにはそれをやった上でという、その情報がなかったものですからね、そういう質問をしたわけですが、それと現在道の駅で雇われている、雇用されている人たちの処遇といますか、はどのようにお考えですか。

堂之下商工観光課長

継続雇用ということをお願いをしております。指定管理者が決まった段階でそれぞれの団体に説明に回りまして、継続雇用できるようにということでは話をしております。ただ、観光連盟のほうからは今いる13人はちょっと多いんじゃないかという話も伺っているところでございますけれども、一応2月いっぱいまで現団体のほうで個別に面接をして、本人の意向を伺っている状況でございます。

岩崎健二委員

まちづくり公社もここで営業をされて、それなりの人員を確保し、運営にもそれなりの貢献があったものと思っておりますが、ここが仮になくなった場合、まちづくり公社としての今後の体制といますか、そういう影響はありませんか。

堂之下商工観光課長

それにつきましては、やはり道の駅の収益というものがかなり団体の大きな事業の柱でございましたので、私どももそこは心配していたところでございます。この決定を受けまして、公社のほうではまた改めて事業計画の見直し等を行いまして、去る2月19日ですけれども、臨時の理事会を開いたところでございます。この中で新しい事業計画として、これまで公益目的事業1位がいわゆる公園管理等が入っております。公益目的事業2位として道の駅の事業を入れておったんですけれども、その部分を地産地消の取り組みを進めるということで公益目的事業2位で残っております。新たな、今、新商品開発等にも取り組んでるということで、まだ形にはなっていませんけれども、それらをもって、できればこの道の駅への納入業者の一つになりたいということも伺っておりますし、またギフト商品をつくってそれに、そういったギフト商材においての阿久根の地産地消を図りながら収益も上げていきたいということでの説明があったところでございます。

白石純一委員

2者の収支予算書ですすね、見比べますと採択された観光連盟のほうは収入が1億2,100万。一方の応募者のほうは約8千万円と。約5割の違いを見込んでいるわけですが、この大きな要因というのはどういったものかわかりますか。

堂之下商工観光課長

観光連盟のほうはレジ通過者数を想定をして、それに伴ってこれくらいは売り上げが上がるんじゃないかというところで予測だというふうに考えます。そしてまた、もう一方の団体におきましてはこれまでの実績に基づいての事業計画だと思いますが、ちょっと私どももそのところはもと申し上げていいのかちょっとわからないところです。

白石純一委員

すみません、聞き取れなかったんですが、最後のほうをもう一度。

堂之下商工観光課長

観光連盟としては、レジ通過者を想定してのこれくらいの売り上げはできるという姿勢だというふうに考えております。もう一方の団体についてはこれまでの実績に基づいた事業計画だというふうに考えております。

白石純一委員

見比べますとですね、観光連盟のほうの飲食売り上げ、上から3つ目の部分ですけれども、3,600万。一方の団体の食堂売り上げが4,200万。ですからこの部分についてはあまり変わらないんですが、それ以外の売店売り上げ、観光連盟でいきますと、直売と通販の売り上げ。通販は大きな数字ではないので直販、つまり売店売り上げですね、売店売り上げは8,400万。一方の他団体では、売店売り上げと受託販売手数料ですか、これを含めたものでも3,500万、倍以上の開きがあるんですが、その売店で不採択となった団体がこれまでの実績に基づいて考えているということでしたが、約3,400万、900万と2500万ですから3,500万程。一方では、8,500万と400万、倍以上の開きがあるんですが、これだけ売店で今までの数字を参考にした倍以上の売店売り上げを期待できるというのは、レジ通過者からとおっしゃいますけれども、それは特に選定委員会では課題というか、質問等には出なかったですか。

堂之下商工観光課長

選定委員会の議事録をまだ確認しておりませんので、どういう意見が出たかはちょっと正確ではございませんけれども、現団体におきましては、食堂部門で道の駅を発展させていきたいというようなプレゼンだったというふうに考えております。観光連盟につきましては、やはりもっと物販のほうで業績を伸ばしていけるとというようなプレゼンがあったというふうに思っておりますし、そここのところの差はあったというふうに思っております。物販部門の改善について、今経営している団体については、そこについての訴求がなかったというところがありました。

白石純一委員

観光連盟については、1年目、初年度が収入1億2,100万、支出も1億2,100万、これが2年目、3年目と変わらないんですけれども、最初にゼロからスタートする会社ですね、2年目、3年目でそれぐらいの数字を上げるというのは、徐々に上げていくというのはわかるんですが、初年度から3年目にわたるまで同じ収入、支出でいけるとというのは余り私が経験した事業の収支予算では稀有なことなのかなと思うんですが、その辺は特に議論はなかったでしょうか。

堂之下商工観光課長

委員の中からはですね、3年間同じというのはどうかという質問はあったというふうに記憶しております。ただ、観光連盟としては、まだやってみないことにはわからない部分があるので、2年目、3年目、これ以上の収益を上げていきたいというような回答はあったというふうに覚えております。

白石純一委員

1年目が保守的な予想で、それを2年目、3年目続けていくけれども、2年目、3年目にはこれ以上の売り上げを期待しているという理解でよろしいですか。

堂之下商工観光課長

選定委員の皆様もそういうふうに理解されたというふうに思っております。

白石純一委員

収入支出が同じ額で、利益が出ないことになってるんですが、これはもう一方の団体についても同様なんですが、これは利益は出してはいけないんですか。商業活動ですので利

益が出ないと続かないと思うんですが、いかがでしょうか。

堂之下商工観光課長

そこはもう利益を出していただくことが前提だというふうに思っています。現在の団体が公益財団法人ということでなかなか収益が見えにくいという会計上ののがあります。それを資料として、それをもとに観光連盟も多分この事業計画をつくったと思いますので、こういったことになっているのかなというふうには思っているところでございます。

仮屋園一徳委員長

ほかの委員から。

濱崎國治委員

この収支予算書を見たらですね、一方は売り上げでしとって、一方は受託販売と手数料を売り上げとしてるんですよ。その辺がですね、申請の方法が違うんですね。こうなればですね、なかなか比べようが、対比が難しいじゃないかなという気もしますが、その辺はいかがですか。わかりやすく言えばですね、一方は7,951万、一方は1億2,100万なんですよ。でもこれを見たら、直売売り上げは8,400万、一方は2,500万なんですね。これは受託販売手数料でしているのと、全部売り上げでしているのの違いなんですね。ということは、今度の指定管理を受けようとしているところは受託販売じゃなくて、全部普通の売り上げにしようということなんですか。そのところはどうか。

堂之下商工観光課長

観光連盟の収支予算書の収入の下のほうに米印で書いてあるんですけども、物販・通販商品は委託販売方式を採用するため、販売手数料収入を25%で想定というふうに書いてございますので、委託販売だというふうに考えております。

濱崎國治委員

でも、仕入れに7,800万組んでありますので、これは受託販売になるんですか。だから、この収入で4千万の差、もちろん支出でも4千万の差があるんですけども、これを比べたときに、一方はえらい売上げを伸ばそうとしている、一方はこれだけしかないのかというですね。そうすれば、受託販売をすれば、やはり収入としてはないわけですので、受託販売とそれから支出のほうもそれなりの収支をしないとこれは比較にもならないし、その辺はどうなんですかね。今、もらったばかりでその辺をよく見ていないんですけども、今見た段階ではえらいな差があるなということで見たら、そういうことをしてあるんですけど。

仮屋園一徳委員長

ここでちょっと休憩に入ります。

(休憩 11:14～11:19)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

濱崎國治委員

では別ののを、この指定管理を受けようとするところはパート6名でやっていく。一方は10何名ですか、現在のので。これについて非常に少ない人員で多くの利益を上げようとするのは民間からすれば当然のことなんですけども、倍ぐらい違うというのをですね、どうもその辺は厳しいじゃないかなと同時に、じゃあ半分はやめてもらわないかということになりますね。その辺はどうお考えですかね。それも審査は、よくその辺の審査結果

はわからないとおっしゃれば、もう聞くのはないんですけれども、この辺はどうお考えですか。

堂之下商工観光課長

現団体の13名というのがどういう働き方をしているのか、時間のパートであるのかフルタイムであるのか、その辺のところの情報開示がなかったところでございます。多分観光連盟におきましては、フルタイムで6名ということで考えていると思いますので、そこについてはまた短い時間のパートタイムであれば人数はふえていくのであろうし、そのところはまた調整をしていく必要があるというふうに思っております。その辺を今調整をしているところでございます。また本日3時からまた3者集まって、私どもも入ってそこを、調整をしていく予定でいるところでございます。

濱崎國治委員

これがまたふえていく可能性があるとするればですよ、この収支というのはまた非常にバランスが狂ってきますよ。パートが6名じゃなくて、今のみたいに10何名必要だとすれば、人件費の今度は違いが出てくるんじゃないですかね。一方の人件費は1,450万、一方のほうは3,600万ということで非常に大きな開きもありますよね。この額でやっていけて、個の売り上げを、それ以上の売り上げをするということなんでしょうけれども、どうもこの辺には疑問を持たざるを得ないですが。

[「休憩いいですか」と呼ぶ者あり]

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:22~11:26)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

濱崎國治委員

この人件費の関係ですが、一方は1,600万ですか、法定福利費がありますから。一方は3,600万、2千万の開きがありますけれども、こんなに削減できるのか非常に疑問を感じますけど、執行部の方はいかがですか。

堂之下商工観光課長

今までの事業をそのまま継続するわけではなくて、新たな事業として道の駅を盛り立てていこうということでの提案でございます。食堂部門についてもできれば海鮮丼を中心としたものにして、物販の部分をもっと広げていきたいというところでの事業計画であり、それに基づいての人件費の考え方だというふうに思っております。現団体におきましては、事務局の職員の賃金まで含めたところを考えているというふうに思っているところでございます。やはりどんなふうな形で今後運営をしていくか、それに対しての人件費の考え方というふうに捉えていただければというふうに思っているところでございます。

濱崎國治委員

そういうお考えであれば、もちろんあれでしょう。それからですね、まちづくり公社で今勤めていらっしゃる人いろいろしていらっしゃるんでしょうけれども、人員の確保と、6名ですので、これは大丈夫だという考えですかね。今の人たちはあまり残る人はいないような話も聞くんですけれども、そういう情報は入りませんか。

堂之下商工観光課長

まだ私たちのほうにそういう情報はいただいていないところでございます。きょうまた、本日3時以降にまた道の駅のほうで新たな観光連盟のほうからも職員に対してのプレゼンをするということでございますので、その中でまた考えていただければというふうに思っているところです。

濱崎國治委員

行政がこういう提案をされているんですが、そうすればですね、これは商工観光課の範疇になるかどうかはわかりませんが、まちづくり公社自体の経営がですね、これは成り立っていないというふうに思います。先ほど課長は、今度新しいのをして道の駅に納品をするようなというような話も聞きますけれども、今後まちづくり公社自体はそういう収入がなく、確実に職員も、今正規職員が3名いるんですかね、このことからしたらですね。何らかの形で、もちろん職員は雇用できるようなそういう収支はできないというふうに思います。とすれば、まちづくり公社自体の組織というのは今度はどうなっていくんだろかなというのも心配するんですが、それは商工観光課としてはそこは私どもの範疇じゃないですからということになるかもしれませんけれども、そのところはどうぞお考えですか。

堂之下商工観光課長

今回のこの選定委員会の決定を受けまして、私どももそこを危惧したところでございます。今後どうするかというところで、公社とも話をしたところでありますけれども、一応、先日理事会で提案されたような内容で引き続きやりたいと、何とかやっていけるという意味を示されたところではあります。ただ、今後におきまして、そこは市全体として考えていくべき話でもありますけれども、公益財団法人としての役割がどうなのかというところも含めて存続、または解散ということも考える必要があるのかなというふうには思っているところでございます。

濱崎國治委員

今おっしゃったようにですね、私はこれでもう多分公社自体は解散にしないとやっていけないんですよ。それで、今、公園管理をしますけれども、公園管理については今度は直営でやっていったほうが、もういいんじゃないかなという思いもあるしですね。公社の組織としては、収入がないわけですから、そうたくさん、事務局長にしても従業員があと2人おりますけれども、退職すれば別でしょうけれどもですね、退職しても今度は公社自体の組織がもう解散ということ想定されるんですけれども、その辺はもう商工観光課としては範疇にないということであればそれは答弁は要りませんけれども。

堂之下商工観光課長

公社の今後につきましては、また大きな問題であるというふうに考えておりますので、そこは私どもというよりは市全体でもっと協議をしていくべき必要があるかなというふうに思っております。先日の理事会の中でもありましたが、事務局の職員、多分臨時も入れて4名の人件費で来年度予算は組んであるところでございます。

濱崎國治委員

組んであるとしても、どうなんですかね。これだけの今の事務所の人件費を賄えるようなですね、そういう収入はないと思いますよ。それはもう、今の公社の職員もそれは理解しているんじゃないかな。もう無給になる可能性があるという話をしていますので。それはそうとして、もう商工観光課の範疇じゃないんでしょうから、もう質問は、私の質問は終わらせていただきますが、ただこの評価を見たときですね、それぞれの方がそれぞれの評価をされていますけれども、一番のものは利用者へのサービス向上のための対策が妥当かということで、そこが一番の点数の開きもあってですね、一方は、ある人は1をつける、あ

るいはある人は2をつけるとかですね、非常にこのバラバラの状況ではありますけれども、それは選定委員の方がそれぞれの意見で選定されたんでしょうから、もうそれ以上は申しませんけれども、非常にこの収支内容、あるいは従業員の関係からすればこれで果たして十分にサービス向上をしていけるのかなというのは危惧します。以上です。

白石純一委員

先ほど食堂については海鮮丼を中心にしたという話も出ましたが、そして物販の面積を広げるといふようなこともおっしゃったと記憶しますが、そういったレイアウトの変更とか、店舗のスタイルの変更とか、そういったものはどういふふうに新しい会社は考えていらっしゃるのでしょうか。

堂之下商工観光課長

まだ私どものほうに具体的にこういうふうにといふことはまだ示されていないところでございますが、やはり新たにやるからにはリニューアルをしたいという意向は伝え聞いております。

白石純一委員

物販を広げて食堂の面積を小さくするという理解でいいんですか。

堂之下商工観光課長

面積がどうなるかといふのはちょっとそこまでは考えておりませんが、大規模な改修はしないといふことで聞いておりますが、物販についてももう少し工夫をしたいと、物販の配置についてですね、そういうことは聞いております。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

野畑直委員

ちょっと審査する身としてちょっとお聞きします。この道の駅観光物産館の指定管理者募集要項を見ると、提出期限が平成31年1月11日までとなっていてですね、そしてこの採用された阿久根まちの申請書の鑑も1月11日になっております。しかしですね、法務局の登記は平成31年1月24日ですけれども、ちょっと見たときにこういうのはちょっと気になるかなと。定款の作成日もですね、1月21日であって、このずれはちょっと説明してください。

堂之下商工観光課長

募集要項の13ページをごらんいただきますと、留意事項が書いてございます。ここの(1)に業務開始前までに法人格を取得、または変更する予定がある場合には事前に市商工観光課に連絡し、そのことを証明する書類を提出してくださいとなっております。法人格の取得については遅くとも1月末までに手続を完了するようにしてくださいと記載してございます。これを受けまして、観光連盟としては1月9日に臨時総会を開きまして、株式会社になることと3月までに解散することを決定したところでございまして、1月11日の段階ではその臨時総会の書面をもって株式会社になるということを添付して応募があったところでございます。この1月24日付の定款につきましては、その後に提出していただいたというところでございます。

野畑直委員

この募集要項に確かに13ページに留意事項として書いて、ここまで想定して執行部としてはやったということがわかりますけど、ちょっと常識的ではないかなというふうには私を感じますので、確かに書いてあるからこれで通るんでしょうけれども、観光連盟が登記するのを待ってやったのかなというふうな感じにもやっぱり受け取られる可能性はあると思

いますので、普通ちょっと見たときにこの留意事項までは見らずにですね、募集期間をまず見る、そして申請日を見る。これに添付されているのが1月21日が出てくれば、24日とか出てくれば、やっぱりまず留意事項を先に見る人はいませんからね。書いてあるのがわかりますので、ある意味すごいことかなと思います。

白石純一委員

その件でですね、募集要項の6ページを見ますと、12の応募資格、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします、ですので、法人である必要はないわけなんですよ。ですから、法人である必要はないのに、法人をする場合は、法人化する場合は1月末までに、する必要があったんですかね。応募の仕方として、法人またはその他の団体であることと書いてありますから、法人でなくてもですね、いいので、どうして13ページでこういう法人格を取得する場合1月末までに完了するようにしてくださいというのは何で必要なんですか。

牧尾商工観光課長補佐

今議会にですね、指定管理者候補として提案して議決をいただく必要があったものから、1月末までには法人化する予定があるところは登記を済ませてくださいよということ留意事項にうたったものでありまして、ことさら観光連盟を視野に入れてということではなく、ほかの団体であってもそういう予定があるところについては一定のこの手続を踏んでくださいと。そうしないと応募した段階での団体、そして議会にかける、指定管理者候補としてのかける団体にそごが生じてしまいますので、といったところで設けた規定であります。

仮屋園一徳委員長

いいですか。ほかに。

濱崎國治委員

改装の話があるようですけども、これは営業しながら改装ということによろしいですか。

堂之下商工観光課長

今、3者で協議をしておりますけれども、今現在運営しているまちづくり公社についても、空にして渡したいので一定期間の休業期間をほしいという要望もいただいております。その後、入れ替えをするということで、何日になるかわかりませんが、何日間かの休業は考えているところでございます。

濱崎國治委員

引き継ぎのための休業であって、改装をするから休業ということじゃないんですね。

堂之下商工観光課長

そのとおりでございます。

濱崎國治委員

あまり長く休業をすればですね、あそこの設置目的からすれば逸脱する可能性もありますので、そこのところはできるだけ休業をしないようなですね、それがやっぱり望まれるというふうに思います。

岩崎健二委員

1つだけ、ここで利益が出た場合、大きく利益が出た場合の利益の処分については何かお考えでいらっしゃるんですか。

堂之下商工観光課長

今のところはですね、大きな利益が出た場合、そういったより一層のサービスに使って

ください、または修繕に使ってくださいということでお願いをしております。今後、それが伸びてくるようであれば、次の指定管理のときに例えば市に納入するとかそういうことも考えていく必要があるかなというふうに思っているところでございます。

岩崎健二委員

ということは、今回の3年間に限っては利益が出ても会社の所得として計上されていく。その状況によっては次の段階のときに考えるというふうに理解していいんですね。

堂之下商工観光課長

そのとおりです。

白石純一委員

この物産館については新しい株式会社阿久根市観光連盟が行いますけども、トイレや情報提供の場所ですね、あちらは今後どのような維持管理になるのでしょうか。

堂之下商工観光課長

そこも指定管理者である観光連盟のほうでやっていただくようお願いをしているところでございます。そこについては、開館当初から国土交通省との覚書によって市で管理をすることになっておりますので、そこまで含めて管理をすることにしております。

白石純一委員

その分は、当然利益は生まないわけですので、その部分の清掃管理の指定管理料というのは必要ないわけですか。

堂之下商工観光課長

それについては、この募集要項を定める段階で議論したところでございますけれども、これまでも今のまちづくり公社に無償で委託していたことから、これからも無償ということにしたところでございます。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

先ほど利益が出た話がありましたけれども、指定管理になれば利益が上がるためにですね、それはもう全力で営業をする必要があると思います。そのことがあそこの設置目的からですね、先ほどから公益だからという話をされますけれども、指定管理の目的というのはあくまでも利益が出るということは市内の、あるいはそこに展示してある販売するのが拡大して、市内の商工業に効果があるということですので、私は先ほどの収支を整えるというのについてはいささか疑問があるんですけれども。そういうことです。やっぱり利益を出すように努力するのがやっぱり。

牧尾商工観光課長補佐

お答えします。もちろん議員がおっしゃるとおり、全力で利益を上げていただきたいという思いであります。ただこの間も今年度においても他の公の施設で指定管理として議会にも提案させていただいたいずれのケースについてもですね、一応収支を合わせる、これは住民の福祉を増進する目的をもってその利用を供するための施設である公の施設についてという自治法上の規定もありまして、一応公の施設というのが言葉は適切かどうかはわかりませんが、表向きということはありません。ですので、実情としては利益を上げていただきたいと。ですけれども、収支を合わせるというのが一般的な公の施設の指定管理における応募の際の収支予定、収支計算書ということで理解はしておりましたので、そういうことになります。

濱崎國治委員

番所丘公園にしてもどこにしてもですけども、指定管理を導入するという事は、それだけ今までになかったような事業をしながらですね、収入はやっぱりふやして健全な経営によって阿久根市にも効果があるというですね、そういう目的も指定管理のにはあると思いますので、その辺はですね、また十分理解してほしいなという感じがします。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

野畑直委員

別に反対するからというんじゃなくて、審査の過程としての私は考え方を聞きたいと思って先ほどの件は聞きました。課長の説明で13ページの留意事項に1月31日までに手続が完了するよという事で、そのためにはそのことを証明する書類を提出してくださいとなっておりますので、私もこの申請書のまちの駅の分についてそのことが添付されていればですね、こういうことも、質疑もする必要もなかったのかなと思うんですけども、やはりそういうことで留意事項に書いてあることであれば、申請書のほうにやはりこの留意事項についてこういう書類が提出されておりますというのも添付してあったほうがいいのではないかなとも思いますけれども。

堂之下商工観光課長

それについては、証明書を添付してございます。皆さんの資料にもお配りしてあるかと思いますが、臨時総会の資料の前に1枚証明書がついているかと思います。

[発言する者あり]

申請書の裏ですね。

野畑直委員

ちょっと説明してください、申請書の。

[発言する者あり]

これが証明書になるというわけですね。ちょっとわかりづらいなと思いますけれども、それで認められてるんだったらこれをしつこく言う必要はありませんけれども、ちょっとこの添付書類では私はわかりづらと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第10号について、審査を一時中止します。

ここで入室、入れ替えのために休憩します。そのままお待ちください。

(商工観光課退室)

(休憩 11:54～11:55)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで昼休みのため休憩に入ります。午後からはおおむね1時から始めたいと思います。

(休憩 11:56～13:04)

(福祉課入室)

◎議案第17号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第17号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:05～13:06)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第17号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

川畑福祉課長

それでは説明させていただきます。

議案第17号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は30ページ、条例議案等参考は25ページをお開きください。

今回の改正は、児童福祉法の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容であります。第10条第3項第4号の改正は、放課後児童支援員の資格要件について、これまでは教員免許取得者のうち更新の有無が明確でなく、分かりにくい規定となっておりますが、今回の改正により教員免許の有効期間を問わず、教員免許を有する者は対象とし、さらに特別支援学校の教員免許のみを有する者、あるいは養護教諭免許を有する者についても、放課後児童支援員の資格者として対象となるよう規定したものであります。

また、第10条第3項第10号を追加し、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものと規定しておりますが、具体的には、中学校卒業者で、高校を卒業しておらず、放課後児童支援員の資格要件を満たすことができない者について、実務経験証明書等から判断して放課後児童健全育成事業に従事した期間が5年以上と市長が認めた者を対象とするものであります。

このように、今回の改正により、放課後児童支援員の資格要件を拡大することによって、支援員の確保を図ろうとするものであります。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

岩崎健二委員

阿久根市の現在の児童クラブにおいて、そこの支援員が足りないとかいうような状況はあるんですか。

川畑福祉課長

平成30年度については、支援員の数は足りております。ただし、夏休み、あるいは冬休みの期間中、預ける保護者が多い関係で、その期間がちよっと支援員の確保にちよっと苦労したこともありますけれども、現在においては足りている状況であります。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第17号について、審査を一時中止いたします。

◎議案第18号 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

次に、議案第18号阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

川畑福祉課長

議案第18号、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は32ページ、条例議案等参考は26ページをお開きください。

今回の改正は、地方分権一括法による児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するものであります。

なお、阿久根市内に家庭的保育事業等を実施する個人及び事業所は現在ありませんが、今後事業を実施するものがあつた場合のために、条例整備をしておく必要があるため、今回提案するものであります。

改正の内容説明に入る前に、家庭的保育事業について説明をさせていただきます。

家庭的保育事業等は、児童福祉法で規定され、4種類の保育事業を実施することができることとなっております。

各保育事業について説明しますと、1つ目の家庭的保育事業については、利用定員が5人以下で家庭的保育者の居宅及びその他の場所で事業を実施することができるとなっております。

2つ目の小規模保育事業については、規模に応じた3類型からなり、6人以上19人以下の事業所をいいます。

3つ目の居宅訪問型保育事業については、児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業をいいます。

4つ目の事業所内保育事業については、事業主等が事業所の従業員等の子どもを対象に、自ら設置する施設又は委託を受けて施設において保育を行う事業をいいます。

いずれも、待機児童解消を目的に、小規模事業所や個人が要件を満たせば、市が認可し、保育を実施できるよう規定したものであります。

今回の改正の主な内容については、第6条に第2項及び第3項を追加し、家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在を明確化することとし、家庭的保育事業者等が、職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、保育事業者等に代わって保育を行う、連携施設である保育所等の確保が困

難な場合に、条件を満たせば連携施設以外の者による保育ができるよう規定したものであります。

第16条第2項第4号は、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、要件を満たせば、市が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とした点を追加規定したものです。

また、附則第3項においては、居宅で保育を提供している家庭的保育事業者に対し、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長した点を規定したものです。

以上で、説明を終わりますが、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第18号について、審査を一時中止します。

入退室のため休憩とします。

(休憩 13:11～13:13)

(福祉課退室、介護長寿課入室)

◎議案第19号 阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第19号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

中野介護長寿課長

議案書の35ページをお願いいたします。議案第19号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

介護保険法第115条の24において、指定介護予防支援の事業の基準が規定されているところです。

同条の第1項及び第2項においては、指定介護予防支援事業者、いわゆる地域包括支援センターの事業運営の基準等は市の条例で定めることとされており、第3項においては、条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、または基準を参酌するものとされているところであります。

今回、基準となる指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されたことに伴い、従前の条例を廃止し、本市の他の介護保険条例等と同様に、省令等を引用する形式に条例を見直して制定しようとするものです。

それでは、条例の内容について、御説明いたします。

議案書36ページからお願いいたします。第1条は趣旨であり、介護保険法の各規定に基づき、本条例を定めるものでございます。第2条は、この条例で使用する用語は、介護保険法において使用する用語の例によるものとしたものであり、第3条は、指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、平成18年厚生労働省令第37号に定める基準の例によるものとしたものであります。第4条は、記録の保存年限については、厚生労働省令で定める2年間を、介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効の5年間に準じて5年間とするものです。第5条は、指定介護予防支援事業者は、法人であることとするものであり、第6条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めることとしたものです。

附則において、この条例は平成31年4月1日から施行し、現在の条例である平成27年阿久根市条例第16号は、廃止することとしたものです。

以上で、説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

この条例を新しくつくって今までの条例を廃止するという事なんですが、仕事をする中で変わるといふことがあるんですか、何か。

中野介護長寿課長

基本的に変わる部分はありません。今まで包括支援センターの基準というものは、この厚生労働省令の基準に基づいて行って来たところがありますので、基本的なものはございません。ただ今回は、主な改正点としては、この省令が変わったことに合わせてうちは今まで平成27年度に定めていた条例というものは基準をそのまま全部条例化していたわけですが、それを頻繁に変えることになるものですから、今度はほかの阿久根市の介護保険条例はほとんど引用する形式になっているわけですが、それと形式を合わせて制定をしようといふことが主な改正のところでは。

山田勝委員

この言葉の中にね、指定介護予防支援事業といふのは包括支援センターのことを事業所といふんですか。

中野介護長寿課長

指定介護予防になれば、地域包括支援センターの部分が提供する事業の要支援1・2の人に關するケアプランの作成等がその事業になります。

山田勝委員

介護支援1・2ですか。

中野介護長寿課長

要支援1・2です。

山田勝委員

いふことは、それよりもレベルの高い人についてはここではしないといふことですか。

中野介護長寿課長

介護1以上の方のケアプラン等については、介護支援事業所という形になりますので、介護予防となると要支援1・2の方で包括の管轄になるといふことです。

山田勝委員

認識不足ですみません。介護度のですね、要支援1・2と1、2、3、4、5とありま

すよね。それは一括して例えばケアマネージャーがプランするのじゃなくて、この要支援の部分についてはそれぞれの事業所のケアマネージャーじゃなくてこの包括支援センターでやるということですか。

寺園地域包括支援係長

包括支援センターが行っているのは、おっしゃられるとおり要支援1、要支援2の方が対象になります。なので、要支援1・2の方々のケアプランを包括支援センターが行うものですから、その包括支援センターというものが予防の支援事業所という形になります。なので、今回の改正に上がってきているということになりまして、介護の予防のプランだけをやるんですけれども、ただ私たちも予防のほうもですね、たまにずっと介護の方だった方がですね、介護でずっとケアマネージャーが同じ方だった方が、もし体調がちょっとよくなってですね、予防に落ちたりとかすることがあります。そういったときにですね、ケアマネージャーがころころ、ころころ変わると大変なので、一部もし本人さんの、もちろん同意も必要ですけれども、居宅事業所にですね、委託してすることができるというもあります。なので全部が全部、要支援1・2は包括支援センターが全部するという事ではないんですけれども、基本的にはするんですけれども、もし対象者に応じてですね、今までと変わらないケアマネージャーのほうがいいよと言ったときには、お願いすることもあります。

中野介護長寿課長

補足して、市内の居宅介護予防支援事業者、ここの条例の対象になるのは阿久根市地域包括支援センターです。今、係長が申しあげました介護1から5までのケアプラン作成するというのは市内に5事業者あって、そこのすみ分けができています。それで係長が今言ったのは要支援1・2と介護1・2ぐらいのはざまにいらっしゃる方が要支援と要介護に来るときにケアマネがころころ変われば、その対象者に不都合が生じたりすることがいけないので、引き続きここの事業者、同じ事業者のケアマネージャーさんがついてくださるときもあるということでございます。

山田勝委員

認識不足で申しわけないんですけどね、例えば、介護を必要とされる、例えば病院から退院して、介護を必要とされる、例えば介護の申請をするじゃないですか、そして判定をしていただくという窓口は包括支援センターでするんですか。それともそれぞれの居宅支援センターでするんですか。

中野介護長寿課長

認定の申請申し込みは、市のほうで受け付けます。介護保険系のほうで受け付けて、それから介護の調査員がお伺いすることになります。それでもって今度は審査会にかけると。それでもって今度は介護度、要支援1とか介護度の1、2が出てくる。その後またわけられるということです。

山田勝委員

決定したら要支援の人は包括支援センターに、そのほかの人はそれぞれのところに書類を送るということですね。了解です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、議案第19号について、審査を一時中止いたします。

ちょっとここで休憩に入ります。

(休憩 13:25～13:27)

(介護長寿課退室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、一部を除いて所管課への質疑が終了しましたが、ここで現地調査について委員の意見を伺います。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、現地調査は行わないということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めそのように決しました。

◎陳情第3号 県道阿久根東郷線街路灯新設について

仮屋園一徳委員長

それではここで休憩に入ります。

(休憩 13:28～13:30)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第3号、県道阿久根東郷線街路灯新設についての陳情を議題といたします。

本陳情について、所管課に出席いただき、意見を聞きたいと思います。

(都市建設課入室)

仮屋園一徳委員長

都市建設課に出席いただきました。

ここで、課長から説明をお願いします。

〔発言する者あり〕

ちょっとここで休憩に入ります。

(休憩 13:31～13:32)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市建設課長の説明をお願いします。

富吉都市建設課長

県のほうに、この路線は県道でありますので、県のほうにお伺いをいたしたところであります。2月の26日にお伺いをしました。その前の日に25日の日にお伺いをしたんですけど、県のほうとして担当のほうからすぐには答えられないということで1日待ってくださいということでお話をいただいたところです。これについて、県道の阿久根東郷線に街路灯を設置してほしいという陳情書が出たんですけども、県の今の御意向としてはどうい

うことでしょうかということでお話を伺ったところです。その中で、県においてはですね、原則として設置はしていないというようなことでありました。ただし、道路手引きというのがあります。これで該当する場合においては必要に応じて照明施設等を設置する場合がありますというようなことでの回答をいただいたところであります。

以上です。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

質疑を受けますが、都市建設課としては答えられる範囲内での回答ということをお願いします。

中面幸人委員

今回、2地区の区長さん、小学校の校長先生、そして保育園園長と連名で陳情書が上がっているわけなんですけど、これは行政側のほうには区長さんたちから今までなかったんですか、こういう陳情みたいなのは。

富吉都市建設課長

以前ですね、上野の区長さんのほうから設置の要望はありました。これにつきましては、県道でありますので我々としては県のほうにその旨連絡を入れて進達をしまして、設置の要望をしています。以上です。

中面幸人委員

それはいつぐらいですか。

富吉都市建設課長

一番最近のやつでいきますと、昨年9月に出てきているところであります。

中面幸人委員

今まで何回か区長さんたちからお願いがあったわけですね。その都度、県のほうにもお願いをして何回くらいやったんですか。

富吉都市建設課長

昨年の部分で私が記憶する中においては、2回目だというふうに思っています。

中面幸人委員

やっぱり行政側が、執行部側が2回ほどそういうお願いをされているのに、なかなか県のほうが動かなかったということで、議会のほうにこういう陳情が上がったと思うんですよ。やっぱりこれに対してもう少し県側とですね、協議を重ねるべきじゃなかったかなと私は思うんですけども、そのあたりはこうして今、議会にこうして陳情が上がったんですけども、その辺あたりは課長としてですよ、そういうもう少し県へのお願いが足らなかったんじゃないかというふうには感じられないですか。

富吉都市建設課長

これにつきましてはですね、我々も何回と以前から上野の区長さんのほうから連絡がありましたので、これについては設置の要望をしたところですが、県とすれば、今のこの街路灯というような施設の設置はしていないと。我々、市のほうにおいてもですね、道路においては道路灯ということで高い施設をやりますというようなことでですね、ありますので、ここに出てきている街路灯というような施設自体は設置はしていないというような、道路照明灯というようなことでですね。

中面幸人委員

やはりですね、これはやっぱり地域の方がこうして陳情をされることは、この中にうたわれていますけれども、やっぱり子供たちのそういう通行にいわば安全じゃないというこ

とでですね、危険だということで出してあるわけですから、やはりもっと市の対応もですね、やっぱりこういう子供たちや市民を守るために、安全のためにもう少しやっぱり、少しほっとき過ぎたんじゃないかなという気がしますのでですね、わかりました、その辺あたりは。それを踏まえて審議したいと思います。

山田勝委員

私は道路灯と言うならよかつわったが、例えば国道3号線のところどころに道路灯がありますよね。道路灯をあそこにつけてくれるようにやっぱり議会としても意見書か陳情書か出さないかんですね。もし、つけやれんとやれば歩道をつけんぎよかったんなということ。歩道をつけなければ要らんですよね、あそこに、今の話は、あの道路にですよ。歩道をつけなければ、それでもいかんやれば夜は通らないでくださいと言って、

[発言する者あり]

そげんやっでや、無責任だから、県は無責任だから、簡単にはすってせられなな、高飛車やったっで、元々が。すみません。

仮屋園一徳委員長

意見でいいですか。

[山田勝委員「意見でいいです」と呼ぶ]

白石純一委員

都市建設から県のほうには街路灯はつけられないかというお願いをされたんでしょうか。街路灯はつけないというのが県の返事なので、最初から道路照明灯をというお願いはされてないんでしょうか。

富吉都市建設課長

以前から要望等出てくるのは街路灯というような類の話では来ています。

白石純一委員

都市建設課から県にお願いをするのは、それを受けて街路灯はつけられませんかというのをお願いされているということですか。市民の目から見たら街路灯も道路灯もとにかく照明で明るく照らすことが必要だという観点でお願いしてるわけですから、街路灯がつけられないのであれば道路灯と、これは当然そのように解釈して検討をお願いする、県にお願いするべきではないかと思うんですが、そのあたりはいかがですか。

富吉都市建設課長

街路灯ということで要望は来ていましたけれども、我々としては照明がというようなことでお話をしています。その中で県として今、道路灯自体もどこでもというような設置はありませんので、これについてもやはり基準があります。この基準に照らし合わせて県のほうが判断されているものと、今まで設置されていないのはそういうところを加味して判断されているものだというふうには思っています。

仮屋園一徳委員長

ここでちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:25～13:43)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

白石純一委員

確かに今のこの阿久根東郷線の跨線橋の上は暗くて通行人には不便をおかけしていると

と思いますが、これは主に自動車のために、もちろん歩道はあるんですけども、自動車のためにつくられたものが主目的かと思うんですけども、下のほうに旧道、踏切を渡るですね、旧道がありますので、歩行者や自転車の方にとってはあの跨線橋を上がるよりも体力的には下の平地を、踏切を歩いていくほうが楽だし、そっちのほうが明るいと思われるので、この道路灯がつくまで、私もあったほうが、道路灯があったほうが良いと思いますけれども、それがつくまでは危ないということであれば旧道のほうですね、通ってもらうような呼びかけも必要じゃないかなと思います。

岩崎健二委員

あの立派な歩道があって歩道を通らないという話にはならないと思います。県がいろんな基準があって県ができないとすれば、市のほうでうみ・まち・にぎわい再生整備計画の中での地域の関係でできないのか、例えばうみ・まち・にぎわい再生整備計画の新町、上野地区のいろんな整備計画の中の一環としてそういう街路灯とかそういうのを。それから先ほど言った街路灯なのか道路灯なのかという話はですね、これは私なんかも住民も名称についてはわかりません。目的が明るくしてくださいよというものであって、防犯灯であれ街路灯であれ道路灯であれ、そんな名称はどうでもいいといいますかね、住民の方が考えていらっしゃるわけじゃないと思いますので、そこはよく御理解していただいた上で県の採択基準に合わないとなれば、じゃあほかには何か市としてやれるものはないのかという検討はされたことはないですか。

仮屋園一徳委員長

今の岩崎委員の意見については、委員会で検討しましょうか。関係課に要望できるように。

岩崎健二委員

市がそういう検討をしたことがないのかという。

富吉都市建設課長

今、我々も市道のほうも改良して2車線化をしたりとかしている状況にありますけど、ここにおいても道路灯というのはなかなか設置については行っていないところですが、今、ちょっと市役所前のこの路線においては交差点の箇所は今、2、3年前に設置を2、3カ所させていただいたところなんです。近いところにおきましては、大丸公園のところ今設置を1カ所したところなんですけど、県道において我々が管理する道路において、以外でこういうあれはやっていないというところなんです。

仮屋園一徳委員長

課長、ほかの課と防犯灯としてそっちでできないかとかほかの課との協議をしたことがないかという質問なんですけど。

富吉都市建設課長

それにおいてはですね、防犯灯という部分の中では防犯灯の管理するというか部分であります総務のほうとも、これではないですけどもそういう道路の部分の中ではですね、お話しはさせていただいたところなんです。

岩崎健二委員

地域からこういう要望が出てきて、陳情が出てきて、それについて県のほうに進達をしました。県としては設置基準に該当しないのでできませんという返事がありました。それをもって地域の人にもできないという連絡をしたのかどうか知りませんが、じゃあそれ以外に何かやれる方法はないかという検討はしたことはないんですかと聞いているわけだから、しなかったんだったらしなかった、こういう検討したけど結果としてできな

ったとか、しなかったらしなかったでもいいんですよ。だからそのことを聞いているわけだから。

富吉都市建設課長

申しわけありません。そこについては検討していません。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ所管課への質疑を終了します。

ここで休憩に入ります。

(休憩 13:49～13:59)

(都市建設課退室)

◎議案第15号 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第10号を除いて採決に入ります。

それでは、議案第15号、阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第17号 阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは、議案第17号、阿久根市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第18号 阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは、議案第18号、阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎議案第19号 阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

仮屋園一徳委員長

それでは、議案第19号、阿久根市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎陳情第3号 県道阿久根東郷線街路灯新設についての陳情

仮屋園一徳委員長

ここで現地調査についてお諮りします。

陳情第3号について、現地調査を行うかお諮りいたします。

〔「必要なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは現地調査はしないことに決しました。

それでは、これより陳情第3号について、採決に入ります。

討議、討論、採決の順番に進めますが、本陳情に関して、採択、不採択の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

初めに、陳情第3号について、討議に入ります。

山田勝委員

私は採択すべきだと思います。それで採択してですね、意見書の送付先を鹿児島県にしてください。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

白石純一委員

私もつけてほしいんですが、なかなかつけるまでには時間がかかるとお思いますので、その間は安全上の問題でできるだけ旧道の、より明るい旧道のほうを歩いていただくようにこの陳情者にもお願いするということはあってもいいのかなと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

野畑直委員

都市建設課のほうにも話を聞きましたけれども、なかなか県のほうに陳情とか要望をしても聞き入れてもらえないということで、阿久根市議会宛てに陳情書が出されておりますので、県のほうに陳情書、あるいは意見書を作成してお願いすべきだと思いますが、皆さんの考えもそのようですのでよろしくお願いたします。

岩崎健二委員

名称について、先ほど来、話がありました街路灯なのか、あるいは道路灯なのか防犯灯なのかという話がありましたが、そこらの文言についてはよく検討をしていただいて、地元の方は明るくしてくださいというのが目的ですので、それに沿った名称を、ちゃんとした名称を考えていただければと思います。

仮屋園一徳委員長

よろしいですか。

こちらで考えているのは、採択後、陳情書を議長名で作成しまして、上がった陳情書を添付して出したらどうかというふうに考えています。

中面幸人委員

岩崎委員のほうが言われましたけれども、そういうことも含めながらですよ、これは地域から出された陳情を添付することによってしっかりと議会の文言としたのをしっかりと出したほうがいいと思いますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ討論に入ります。

野畑直委員

先ほど討議の中でも皆さん県のほうに要望書を提出すべきだということですので、採択してそのような形をとるべきだと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

岩崎健二委員

採択すべきものと考えます。私は以前、地区の区長さんと中村県議と一緒に現地調査もしております。その中で非常に危険だということを身をもって確認しましたので、ぜひ採択をしていただいて陳情していただきたいと思います。以上です。

[発言する者あり]

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ討論を終結します。

それでは、陳情第3号について採決いたします。

本件は、採択すべきものと決することに御異議ありませんか

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択すべきものと決しました。

仮屋園一徳委員長

この件についてほかに御意見があれば。

山田勝委員

決める前にほしかったよ、決める前に。中村県議がどういう対応をしたのか。行ったばっかい、何もなかったじゃ始まらなよ。

岩崎健二委員

県議も必要性を深く感じられて、県のほうにも要望をしていただいたとっておりますが、県のほうの答えは設置基準に該当するものはないので、なかなか難しいという返答をいただいております。

仮屋園一徳委員長

ただいま採択しましたので、本会議で採択後、陳情書を作成しまして委員会にお諮りし、提出するようにしたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

ここで休憩に入ります。

(休憩 14:10～14:13)

◎所管事務調査

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に所管事務調査を議題とします。

これまで行ってきた調査内容等について、3月20日の最終本会議で報告を行う必要がありますので、各調査項目について確認し、まとめていきたいと思っております。

まず初めに、地元企業の育成と商店街、道の駅等の活性化については、道の駅の整備等について、所管課から聞き取りを行い、出店業者とも意見交換を行いました。

ふるさと納税の件については都城市へ行き、視察研修を行い、その後、所管課への調査も行いました。

中央青果市場の件では、所管課から聞き取りを行い、現施設の活用等について要望書を提出しました。

この件について、委員の皆さんから御意見があればお伺いしたいと思っております。

再度申し上げます、地元企業の育成と商店街、道の駅等の活性化についてということで、道の駅の整備等、ふるさと納税の件、中央青果市場の件、3件について委員の皆さんから御意見があればお伺いしたいと思っております。

岩崎健二委員

ふるさと納税については、大きく寄附を集めている市町村においては、専門の職員を配置してやっているところが多いようですので、当市においても専属の職員を配置をして納税に努めていただきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

山田勝委員

道の駅についてはですね、いろんな議論をして、そして出店者の意見も聞いてそれなりに我々は提案してきました。その結果、新たな方向に今向かいつつありますので、それなりに成果があったと思います。以上。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ次に、海を活用した観光行政と宿泊施設の整備については、グラスボートの活用について調査を行い、現地でグラスボートに乗り、その後所管課を呼んで聞き取りを行いました。また、グラスボートの所有者を参考人として呼び調査を行ってきましたが、この件について、委員の皆さんから御意見があればお伺いしたいと思っております。

白石純一委員

これはですね、うまく所有者の方が活用していただければ阿久根の観光にとっても大変メリットのあることだと思いますので、引き続き市としてもこの業者さんを含めて活用の仕方を検討していくことを、この議員構成ではなかなか結論は出ませんでした、次の議会にも申し送りをしたらいいのではないかと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

牟田学委員

私たちも所管課を呼んで説明を聞いたり、グラスボートにも乗船させていただいていたんですが、その後どういうふうにして市のほうとの話がどうなっているのか、ちょっと聞いたところでは、持ち主は手放そうかなという話も聞いたんですが、そこあたりはどうなっているんですかね。

仮屋園一徳委員長

今、調査についてですね、今までした分についての意見ですので、今からもうちょっと

調査をしたいということがあればそのような提案をされたらと思います。

牟田学委員

海を活用したことについては、やはりその後の経過がわからないし、先ほど言ったように持ち主も手放すような話も聞いていますので、これはもうちょっと継続してですね、調査をしたほうがいいと思います。

仮屋園一徳委員長

先ほど白石委員からもありましたように、今後そのように進めてほしいということでもよろしいですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それでは次に、集落営農等の農業振興策については、飼料米等の取り組みについて、所管からの聞き取り、またJA鹿兒島いずみへ行き研修を行いました。

ツバキ油についても、所管課からの聞き取りや五島市への視察研修を行い、調査を進めてきました。

この件について、委員の皆さんから御意見があれば伺いたいと思います。ツバキ油については桜島にも行きました。それ等も含めて意見があればお聞かせください。

中面幸人委員

私のほうからは、集落営農関係についてお話をさせていただきます。今ですね、それぞれの阿久根市内の各地区でですね、耕作放棄地を出さないためにですね、農地・水等の活用、いろんな事業を使ってそれぞれの地区が農業を守る体制がですね、広がっていくところでもあります。またですね、今度はそれに加えて、やはり小規模の農家の後継者等の問題もありますね、そういうところについては農業法人だったり、そういうのを利用するために農地の集積、中間管理機構等ですね、の事業で農地を集積するようなですね、それが今阿久根市に広がっております。またそれぞれの地区では、例えば集落営農を進めてみたいとか、あるいは受託組合をつくってみたいという声も聞こえておりますので、そういうのも踏まえながら今後ですね、やっぱりそういう経緯を見ながらこの阿久根の農業を守っていかねばならないと思っておりますので、これはひとつ今後も継続してですね、調査を進めていくべきじゃないかなと思いますので、その辺あたりを含めた集落営農についてはですね、委員長報告をしていただきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

それでは、今の件については申し送りを行うということで理解をしたいと思います。

ほかにありませんか。

野畑直委員

ツバキ油のことについてですけれども、昨年11月に私のほうで一般質問を皆さんのほうにさせてくれというお願いをして、許可をいただいて昨年12月にできなかつたんですけれども、この理由はですね、昨年10月の議員と語る会の中で田代地区に行ったときに、ヒサカキの話が出まして、それと一緒に枝物生産組合として阿久根市で取り組んだらどうかという意見等も出ましたので、12月に一般質問はできませんでしたが、今回の質問の中に、一般質問の中にヒサカキとツバキ油のことについて質問をするようにしておりますので、その結果、執行部のほうがどのような答弁をくれるのか、まだわからない状態ですので、それを踏まえて委員長のほうに、報告の中に入れてもらえればと思っております。

仮屋園一徳委員長

今の件につきましては、ちょっと予算委員会の後でも委員会を開きまして追加については入れていきたいというふうに考えます。そういうことでよろしいですかね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ次に、鳥獣被害対策については、主に補助金制度の内容や支出状況について所管課を呼び調査をしてきましたが、この件について、委員の皆さんから御意見があればお伺いいたします。

中面幸人委員

先ほど野畑委員のほうからヒサカキとかについては一般質問のほうで、この委員会でも取り組んでいるからということでお許しを得て一般質問をされるということですが、私も今回ですね、皆さん御存じかもしれませんが、一般質問の中に鳥獣被害対策についてするつもりであります。もともと私はこの有害鳥獣被害対策についてはですね、やっぱり農家を守るための、もともとですね、そういうことで事業化されて進めたものでありますので、その辺あたりがちょっと置き去りにされて、そういう公金の不正受給なんかで発展してですね、なかなか糸口が見えないような形になっておりますので、その辺あたりをちょっと一般質問しようかと思っているんですけどもですね、この委員会でも取り扱っている案件でありますけれども、ちょっとその辺あたりがですね、委員会として結論が出せるようなものかなと思ったりもしますけれども、どうでしょう皆さん。

野畑直委員

先ほど私がツバキ油については、やはり委員会で取り組んでいたことですので、一般質問の後に委員会を開いてやはり報告すべきだというふうに私も今感じたところですけれども、鳥獣被害対策についても同じように一般質問終了後に一緒に委員会を開いて委員長報告の中に入れてもらえるよう、また委員会を開いてもらえればと思います。

仮屋園一徳委員長

両方、委員会の中に入れるということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

ほかに意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、ここで休憩に入ります。

(休憩 14:28～15:18)

(株式会社阿久根市観光連盟との意見交換)

◎議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定について

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、議案第10号、道の駅阿久根観光物産館の指定管理者の指定についてを議題とし、各委員の御意見を伺います。

ありませんか。

白石純一委員

お話を直接聞いたことで、書類上ではわからない部分、できるだけ新しいテクノロジーとか新しい考え方、民間の商売のやり方を取り入れてやっていこうというイノベーションを、新しいことにチャレンジしようという積極的なところがうかがえたのはよかったんじゃないかと思っています。

仮屋園一徳委員長

ほかに御意見はありませんか。

野畑直委員

意見交換をさせてもらいましたけれども、まずは、その客を取り込むというよりも、まず阿久根市民がリピーターとなるような道の駅にやってもらって頑張ってもらいたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、本案について討議に入ります。

討議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

濱崎國治委員

私はこの指定管理案には反対します。と言いますのは、先ほどから問題になっております、民間だからできるということもあるかもしれませんが、人件費が極端に、半分以下になり、かつパート職員も半分程度になるということで、やはりこの状況での経営に非常に疑問を感じています。さらには、この応募団体の採点表を見てみますと、極端な採点があります。一方は5をつけて一方は2とか3とかですね、一方は1とかですね、非常に極端な採点が生じています。そういうのを考えればですね、本当にこれが妥当なのかということも私自身は考えておりまして、これには私は反対です。

仮屋園一徳委員長

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終結いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

採決は挙手によって行います。

本案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数と認めます。

よって議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

次に、広報広聴委員会委員長から本委員会宛て市議会だより原稿の提出依頼がありました。委員の皆さんから記載内容等について何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原稿の記載及び提出については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、市議会だより産業厚生委員会報告の原稿記載及び提出につきましては委員長に一任されました。

このほか、委員の皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散 会 15時24分)

産業厚生委員会委員長 仮屋園 一徳